当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01700
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02376

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01918
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02486

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01873
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02499

Z_n　広域化対象市町村等（地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行つた広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行つた広域化対象市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をいう。）が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために行う事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

Y_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Y_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01704
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02380

Y_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01920
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02489

Y_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.01875
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02503

Z_n　広域化対象市町村等（地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行つた広域化対象市町村（消防組織法第 33 条第 2 項第 3 号の広域化対象市町村をいう。以下同じ。）の加入するもの若しくは広域化を行つた広域化対象市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村をいう。）が広域消防運営計画（消防組織法第 34 条第 1 項の広域消防運営計画をいう。）を達成するために行う事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000